

レポートに関する不正行為について

定期試験、理解度の確認（従来の教場試験）における不正行為のみならず、レポートに関する不正行為についても厳しい処分がなされます。

レポートにおける、以下の不正行為に対しては、学生の本分に反するものとして、大学の申し合わせに基づき、定期試験・理解度の確認（従来の教場試験）の不正行為と同様、停学を原則とする厳格な処分を行います。その結果、所定の年限で卒業できなくなる場合もあります。

- ・ レポートに他の資料（Web を含む）からの文章を、出典を明記せず、自分の文章として、提出すること（これは剽窃という犯罪行為です）
- ・ 他人のレポートに自分の学籍番号・氏名を記して提出すること
- ・ 他人にレポートを作成してもらい提出すること
- ・ 他人に依頼されて、レポートを作成すること
- ・ その他、不正にあたる一切の行為

〔剽窃について〕

剽窃とは「（「剽」は、かすめる意）他人の詩歌・文章などの文句または説をぬすみ取って、自分のものとして発表すること」（『広辞苑 第七版』）です。自分の文章の中に、その出典を明記せずに他人の文章を使うことは剽窃にあたり、これは他者の著作権を犯す犯罪行為です。剽窃とまらない正しい引用をするためには、出典を明記するとともに、自分が書いた部分と他から引用した部分とを明確に区別することが必要です（引用部分を「」で括るなど）。大学の試験で他人の答えを写して書くことが不正行為となるのと同様に、大学のレポートや論文で剽窃が行われた場合も不正行為となります。